資料13-1(共通)

令和3年3月24日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

令和3年3月10日

障害福祉サービス事業者 障害児通所支援事業者 地域生活支援給付事業者

様

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長

千葉市地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の移行期間終了について

日頃より、千葉市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、利用者負担の軽減を図る観点から、千葉市地域生活支援給付に係る利用者負担額 を、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合上限額の管理を行って います。

これまでの統合上限額管理者の決定ルールにつきまして、ルールが分かり難い等市内事業所からのご意見を踏まえ、令和2年4月1日より、「千葉市地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の取扱いについて(通知)」(令和2年3月18日付け千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長通知)のとおり、統合上限額管理者決定のルールを変更いたしました。

まだ旧ルールに基づき統合上限額管理事業所が設定されている利用者がいる事業者につきましては、令和3年3月31日までに新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更を行ってください。

記

- 1 新ルールに基づく統合上限額管理事業所
 - 千葉市地域生活支援給付受給者証(ピンク)の上限額管理事業所欄に移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービスの事業所名が記載されている場合は、<u>手続きは不</u>要です。
- 2 旧ルールに基づく統合上限額管理事業所

千葉市地域生活支援給付受給者証(ピンク)の上限額管理事業所欄に移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス<mark>以外の</mark>事業所名が記載されている場合は、<u>手続きが必要</u>です。

- 3 手続き
- (1)提出期限 令和3年3月31日
- (2) 提出先 各区高齢障害支援課
- (3)提出書類
 - · 千葉市地域生活支援給付利用者負担上限額管理事務依頼(変更) 届出書
 - ・千葉市地域生活支援給付受給者証(ピンク)

<制度に関して>

障害福祉サービス課

施設支援班 043-245-5174 地域支援班 043-245-5228 中央区 043-221-2152 花見川区 043-275-6462

<手続きに関して>

各区高齢障害支援課

稲毛区 043-284-6140 若葉区 043-233-8154

和 緑区 043-233-8134 緑区 043-292-8150

美浜区 043-270-3154